

11. 認可保育施設入園時の注意事項

- 生後57日を迎える月に入園する場合、生後57日目が入園日となります。それ以外の月で入園する場合は、毎月1日が入園日となります。
- 入園当初は、お子さんが保育施設に慣れるための「慣らし保育」があります。
※期間は、10日～2週間くらいが目安ですが、保育施設の状況やお子さんの状況により異なります。保育時間を徐々に延ばしていくため、慣らし保育中は早めのお迎えが必要となります。復職時期などについて就労先とご相談ください。入園前に慣らし保育をすることはできません。
- 申込み時の状況により、入園後の注意事項が異なります。提出書類については期限内にご提出ください。
※申込み時と状況が異なることが判明した場合、退園となることがあります。

| 申込み時の状況 | | 注意事項 |
|---------|-------------|---|
| 1 | 就労中 | 就労状況に変更が生じた場合は「就労証明書」等をご提出ください。 |
| 2 | 復職 | 入園月の翌月10日までに復職(同じ職場に労働契約上同じ労働条件で復帰すること)し、「就労証明書(※復職後に作成されたもの)」をご提出ください。(P16 参照) |
| 3 | 疾病 | 病気回復後に就労する場合は、求職期間(求職開始から60日が経過した日が含まれる月の月末まで)の翌月1日までに就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。 病気回復後、保育の必要事由がない場合は、退園となります。 |
| 4 | 介護・看護 | 介護・看護終了後に就労する場合は、求職期間(介護・看護終了から60日が経過した日が含まれる月の月末まで)の翌月1日までに就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書」をご提出ください。介護・看護の必要性がなくなり、その後、保育の必要事由がない場合は、退園となります。 |
| 5 | 求職・就労(就学)内定 | <ul style="list-style-type: none"> ・求職中で入園した場合 入園後、求職期間(求職開始から60日が経過した日が含まれる月の月末まで)の翌月1日までに就労を開始し、「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、「就労証明書(※就労開始後に作成されたもの)」をご提出ください。期限までに就労を開始できない場合は退園となります。 ・就労(就学)内定で入園した場合 申込み時に内定していた所に同じ条件(就労日数・時間)で就労(就学)を開始し、就労(就学)開始の前月末までに「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、開始後に「就労証明書(在学証明書及び時間割表)」をご提出ください。申込み時の状況と就労開始後の条件が異なる場合、退園となることがあります。 |
| 6 | 就学 | 就学期間終了後に就労する場合は、求職期間(就学終了から60日が経過した日が含まれる月の月末まで)の翌月1日までに就労を開始し、開始の前月末までに「市川市教育・保育給付認定変更申請書」、開始後に「就労証明書」をご提出ください。 就学終了後、保育の必要事由がない場合は、退園となります。 |
| 7 | 出産 | 認可保育施設を利用できる期間は、出産予定月とその前後2ヶ月(最長5ヶ月間)以内です。出産予定月の後2ヶ月で退園となります。 |